

福 介 護 第 1 2 4 号 の 2  
2 0 2 0 年（令和 2 年） 5 月 1 2 日

事業所・施設等 管理者 様

福山市 保健福祉局 長寿社会応援部  
介護保険課 事業者指定・指導担当課長

### 新型コロナウイルス感染症に係る福山市における介護サービス事業所の 人員基準等の臨時的な取扱いについて（その 3）

平素より本市保健福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関わって、様々な御尽力をいただいていることに合わせて感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関わる人員基準等の臨時的な取扱いに関し、事業所・施設の皆様から数多く問い合わせいただいている事項等について、現時点における本市の考え方・具体的取扱いは「新型コロナウイルス感染症に係る福山市における介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（その 1～2）」でお示ししているところです。

本日、「新型コロナウイルス感染症に係る福山市における介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（その 3）」を送付しますので、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

なお、これは現段階の本市の考え方であり、今後の状況に応じて変更があり得ることを御承知おきください。

#### 1 入所・入居系施設等において「面会制限」を行う際の留意事項

感染予防・感染拡大防止策としての「面会制限」については、その実施が国から示されているところです。

これについて、家族と面会できない等の期間が既に長期に渡っていることから、心理的孤立感を抱いている利用者が多くいると思料され、家族においても、利用者の様子が分からず不安を抱えていることと思料されるため、利用者の状況や心情等に十分配慮し、可能な範囲で、次のような様々な選択肢について御検討いただきたいと考えております。

- ・利用者・家族に対し、インターホン、電話、情報通信機器を活用したテレビ電話等、対面によらないコミュニケーション手段の提案
- ・適切な感染予防措置を講じ、場所の限定（屋外や玄関・ロビー等）、対面時の距離、面会時間等にも配慮したうえで面会を実施

なお、面会を含む訪問者の名前・来訪日時・連絡先等については必ず記録してください。

また、国より 4 月 2 4 日に発出された Q & A（「社会福祉施設等における感染拡大防止のた

めの留意点について（令和2年3月6日付事務連絡）」及び「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（令和2年4月7日付事務連絡）」に関するQ&A（その2）について）により、訪問診療は面会制限の対象としない旨が示されていますので、併せて御承知おきください。

## 2 居宅介護支援事業所におけるモニタリングについて（再度のお願い）

このことについては、「新型コロナウイルス感染症に係る福山市における介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（その1）」で「事業所として一律に全利用者について居宅訪問・面談をしないといった運用は控えてください」とお願いをさせていただいたところですが、先日、利用者の御家族から「居宅介護支援事業所から電話があり、訪問しないことについて半ば強制的に合意させられた。さらに、電話による状況確認も不十分と感じられる」との苦情がありました。

介護保険制度は、高齢者の尊厳の保持を目的として掲げています。現今の情勢下、感染予防・感染拡大防止への配慮が求められることは無論ではありますが、利用者の個々の状況には十分に御配慮いただき、利用者の合意を得ることについても、丁寧な対応をお願いします。

## 3 通所系サービスが行う代替サービスについて

国の「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第1～10報）」のうち、第2, 3, 4, 6, 7, 9報等で示されている通所系サービスが行う代替サービスについては、次のとおりです。

区分	報酬算定の可否	事業所と異なる場所（公民館等）でサービス提供	訪問によるサービス提供	電話による安否確認等	
				通所介護	通所リハ
都道府県の要請を受けて休業	可	可	可 (1日2回まで)	可 (初回のみ)	
要請によらず休業(自主休業)	可	可	可 (1日1回まで)	可 (初回のみ)	
休業はしていないが、感染予防等により利用者が自身の意思で利用を控えている	可	可	可 (1日1回まで)	可 (初回のみ)	
<p>※訪問によるサービス提供や電話による安否確認によって1日に算定できる報酬は居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間に相当する報酬が上限です。</p> <p>※その他の留意事項については、国の通知やリーフレット「新型コロナウイルス感染症に係る通所介護事業所のサービス継続支援」等を十分確認してください。</p>					

**高齢者にとって利用を控えることは、体調の変化や機能低下をもたらし、元に戻すのは大変なことになります。**代替サービスの検討に当たっては、本来通所系サービスを必要としているにもかかわらず利用できない利用者の心身の状況等を十分に勘案し、居宅介護支援事業所等と緊密に連携する中で、その方にとって必要で効果的な代替サービスについて熟考したうえで、必ず利用

者の合意に基づいてサービス提供していただきますようお願いいたします。代替サービスは、必ずしも通所系サービス事業所の提供する訪問・電話に限定することなく、他事業所による他のサービスやインフォーマルサービス等も含めた検討をお願いします。通所系サービス事業所が代替として提供する安否確認等の電話のみであっても報酬算定は可能ですが、“電話一本で報酬算定できる”という安易な考えに陥ることなく、利用者との間でトラブルになることの無いよう、次に例示する事項等についても留意し、利用者負担のある保険給付費としてふさわしいサービス提供をしていただきますよう重ねてお願い申し上げます。

(例)

- ・代替サービス（訪問によるサービス・電話による安否確認）の提供に当たって、事前に利用者・家族に対し、具体的なサービス内容（電話で確認する内容を含む）や料金等について、文書等を提示して丁寧に説明したうえで合意を得る。
- ・食事や入浴ができていない等、利用者の普段とは異なる状況を把握した場合は、居宅介護支援事業所等と適切に情報共有・連携したうえでサービス提供の方法を再検討する。

#### 4 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）に関する問合せ先について

総合事業は市町村が主体となっていて行っている事業ですので、国の示す臨時的な取扱いの適用可否の判断も市町村となります。「要支援者の通所型サービスの日割りについて」等、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）に関するご質問・お問合せはこれまで同様、高齢者支援課予防給付担当へお尋ねください。

サービスの分類	問合せ先	
	要支援（予防）	要介護
訪問介護	<b>高齢者支援課</b> <b>予防給付担当</b> <b>084-928-1189</b>	介護保険課 2019年度（令和元年度）介護サービス 事業者説明会資料 資料16を参照
通所介護		
地域密着型通所介護		
訪問入浴介護		
訪問看護		
訪問リハビリテーション		
居宅療養管理指導		
通所リハビリテーション		
短期入所生活介護		
短期入所療養介護		
福祉用具貸与		
福祉用具販売		
特定施設入居者生活介護		
認知症対応型通所介護		
小規模多機能型居宅介護		
認知症対応型共同生活介護		

## 5 介護老人保健施設における一部休業等の報告について

国が令和2年3月26日に発出した「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第5報）」の問2に「介護老人保健施設が感染拡大防止の観点から①自主的に入所又は退所の一時停止、②併設サービスの事業の全部又は一部の休業を行った場合、入退所を一時停止する期間及び休業する理由を事前に許可権者に伝えるとともに、記録しておくこと」とあります。この場合について、福山市においては、次のように定めましたので通知します。

①自主的に入所又は退所の一時停止を行った場合、福山市に報告する必要はありません。ただし、事業所においてその期間を記録に残してください。なお、当該期間を介護老人保健施設の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る施設基準において、「算定日が属する月の前6月間」等の指標の算出に当たって使用する月数に含めない場合は、その旨も記録しておいてください。

②併設サービス事業の全部又は一部の休業を行った場合は、4月22日付の本市より発出した「新型コロナウイルスの影響によりやむを得ず臨時休業される事業所・施設の休業・一部休業の届出書の取り扱いについて（通知）」に基づいて届出を行ってください。ただし、届出が必要な一部休業は、市に届出している定員を50%以下にする場合のみとなります。これ以外においては、事業所において記録を残しておいてください。

## 6 その他

### ①現場状況の情報提供について

新型コロナウイルス感染症に関わっては、その状況が日々大きく変動しており、市においても介護現場の状況把握が困難な場合があります。

現場においての様々な気付きや、大きな状況の変動、困りごと等、特段の事情がありましたら、別紙「新型コロナウイルス感染症に係る介護保険事業所・施設等の状況・情報提供票」により、状況等をお知らせいただければと思います。

なお、いただいた情報等について、個別の対応はできませんが、全体的な状況把握の基礎資料とさせていただきます。

### ②新型コロナウイルス感染症に関する真偽不明の情報について

先日、市民から市役所に「市内のデイサービスで感染者が発生したが、市としてどのような対応をするのか。休業要請を出すのか」といった電話がありました。以降、数日が経過していますがそういった事実は発生しておりません。

これはいわゆる「デマ」であったと考えております。

こういった真偽不明の情報の拡散は現今の情勢下にあつて、市民に無用な不安を煽るだけでなく、介護保険事業所・施設等の運営に深刻な影響をもたらす可能性があります。

つきましては、事業所・施設等の皆様にあつては、こういった情報を把握した場合、その内容、入手経路等を可能な限り正確にお調べいただき、上記の「新型コロナウイルス感染症に係る介護保険事業所・施設等の状況・情報提供票」により、市へ御提供いただきたいと思います。

また、事業所・施設等の皆様にあっても、真偽不明の情報や不確かな情報にいたずらに踊らされることなく、正確な情報に基づいた適正な対応をしていただきますようお願いいたします。

福山市 介護保険課

事業者指定担当 084-928-1259

事業者指導担当 084-928-1232